

第 3 4 号 議 案

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 3 月 1 1 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

保険料の基準額等を改めるとともに、介護保険法に規定する特別給付及び令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例措置について定める必要がある。

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 区は、法第62条に規定する特別給付として、当該居宅要介護被保険者等の申請により、おむつを支給する。

第15条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「68,709円」を「68,710円」に改め、同条第3項を削る。

第18条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加える。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての別表（6の項(1)、7の項(1)、8の項(1)、9の項(1)、10の項(1)、11の項(1)、12の項(1)、13の項(1)、14の項(1)、15の項(1)及び16の項(1)に係る部分に限る。）及び第18条第1項の規定の適用については、同項中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額について

は、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

別表1の項中「100分の45」を「100分の30」に、「30,900円」を「20,600円」に改め、同表2の項中「100分の60」を「100分の35」に、「41,200円」を「24,000円」に改め、同表3の項中「100分の70」を「100分の65」に、「48,000円」を「44,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第15条第1項、第18条第1項及び別表の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。